

## 法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について（案）

## 1 「民事訴訟実務の基礎」のポイント

プロセスとしての法曹養成制度において、法科大学院における教育は、実体法、手続法に関する法理論教育（従来まま見られたような法学部教育と同様のものではなく、実務との架橋を意識したものに改められたものを念頭に置いている。）が中心であるが、実務基礎教育も、実務の基礎的素養を修得させること、すなわち、その法理論が具体的な問題解決の場面でどのような意義、機能を有しているかを認識させ、これによって理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせることを目指すべきものとして重要な意義を有するものである。

## (1) 民事実体法・手続法に関する具体的イメージを伴った理解

民事訴訟手続においては、当事者双方（原告・被告）及び裁判所の三面構造の中で、原告が定立した訴訟物の存否等をめぐり、当事者双方が主張及び証拠を提出し、それらに基づいて訴訟関係人及び裁判所が協働しながら争点及び証拠を整理し、争点に沿った適切な証拠調べを実施し、証拠に基づいた的確な事実認定に立脚した妥当かつ終局的な紛争解決の在り方を考えていくことになる。

これら一連の手続の中で、主張を分析し、争点や証拠の整理等を行うに当たり重要なのが民法等の民事実体法であり、その解釈から、当事者が意図する法律効果（権利の発生、障害など）を分析し、その発生要件、障害要件に該当する具体的事実（要件事実）が何かを踏まえながら主張の分析や争点の整理等を行うことになる。「民事訴訟実務の基礎」では、法律基本科目で学修したこれらの民事実体法の理論的・体系的な理解を踏まえて、これらが民事裁判の場で具体的にどのように活かされるのかを法科大学院生に理解させる必要がある。

\* 要件事実は、あくまでも民事実体法の解釈を踏まえて考えられるべきものであり、そこで規定された法律要件や法律効果を離れて要件事実を論じることには意味がない。そして、要件事実は、あくまでも当事者の主張を分析し、争点や証拠を整理するためのツールにすぎないのであって、それ自体が独立の教育目標となるものではない。法科大学院生に対しては、これらの当然のことをしっかりと理解させた上で、民事実体法の解釈を踏まえて、問題となる主張やその要件事実がどの条文のどのような解釈から導かれてくるのかを考え、理解させることが大切である。

そして、法科大学院の修了生は司法試験合格後直ちに実務修習を行うもので

あることも踏まえると、民事訴訟手続を中心とした紛争解決の一連の手続が実務において具体的にどのように進められていくのかを一とおり理解させておくことも必要である。その際には、民事執行手続や民事保全手続が設けられている理由や、その手続の基本的な構造や手続の概要といったごく基礎的な事項についても、司法試験合格後司法修習開始までに適切な事前準備ができるようにするという観点から、取り上げておく必要がある。

授業の方法としては、上記の点を理解させるために、例えば、言い分等を記載した書面や基本的な資料を段階的に配布し、要件事実等の検討を踏まえて、訴状や答弁書、準備書面等の実質を含んだレポートをあらかじめ作成させたり、作成したレポートを踏まえて、釈明事項等を検討させ、討論等を行うことが考えられる。

民事訴訟手続を中心とした紛争解決の一連の手続を理解するとともに、民事実体法の解釈を踏まえた要件事実の考え方を理解することにより、訴訟代理人として、どのような権利を訴訟物として主張し、どのような事実を主張立証すべきか、そのためには、どのような手続を利用すべきか、また、それに対してどのように対応し反論すべきかという訴訟代理人の活動の基本的な事項を理解することができる。また、裁判所（官）としても、当事者の主張をどのように分析、整理していくか、どのように手続を進めていくかという裁判所の活動の基本的な事項を理解することができる。これらは、いずれも、法律実務家として立場を問わず身に付けておくべき基本的な事項であり、実務修習に入る前に、法科大学院において学修しておくべきことである。

## (2) 事実認定の前提となる基礎的事項の理解

事実認定能力の修得は、「生きた事件」を素材とした検討が望ましく、新しい法曹養成過程の中では、専ら司法修習における実務修習において行うべきものである。

法科大学院段階では、まず、事実認定を検討する前提となる基礎的な事項を理解させることに主眼を置く必要がある。すなわち、証拠の意義や、自白・書証・人証の各機能、証拠の収集方法、証拠調べの方法、経験則の機能等について基礎的な理解を図り、特に、証拠として重要とされている書証の意義や機能、その成立、成立の推定に関する問題等については、法科大学院の修了段階でこれを十分に理解させておく必要がある。これらは、民事訴訟法等の法律基本科目の授業においても扱われるところと思われるが、理論面における重要度よりも実務的な重要度の高い点であることなどからすると、「民事訴訟実務の基礎」の授業においても、これらの事項について実務的な観点も踏まえた教育を更に行う必要がある。

授業の方法としては、事実認定は、一般論だけでは具体的なイメージが持ち

にくいことから、模擬の記録等を利用して検討することも、基本的な理解の定着に有用である。

事実認定を検討する前提となる訴訟手続の基本的な事項を理解することにより、訴訟代理人として、一定の事実を立証するために、どのような証拠をどのような方法で提出すべきか、相手から提出された証拠に対してどのように対応すべきかという訴訟代理人の活動の基本的な事項を理解することができ、裁判所（官）としても、当事者から提出された証拠をどのように整理すべきか、また、どのように評価すべきかという裁判所の活動の基本的な事項を理解することができる。これらは、いずれも、法律実務家として立場を問わず身に付けておくべき基本的な事項であり、実務修習に入る前に、法科大学院において学修しておくべきことである。

## 2 考えられる授業計画案

以下の授業計画案は、このような観点から、必修の法律実務基礎科目としての「民事訴訟実務の基礎」の授業における一つの案として作成したものである。

### 第1回 導入

自己紹介と授業内容の説明の後、民事紛争解決の手続の流れや構造を概観し、その中での裁判官や訴訟代理人の役割について、学修する。

### 第2回 訴えの提起前の段階

訴えの提起前において、相談を受けた際の相談内容の把握や法的分析、資料の収集方法、法的手段の選択の在り方等について、具体的に学修する。

相談者の相談内容を記載した書面や基本的な資料等をあらかじめ法科大学院生に配布し、それに基づいて検討させ、討論等を行うことが考えられる。

\* 相談内容の把握や法的分析等においては、訴訟代理人として、どのような権利に基づいて、どのような権利実現を求めることができるか、その際に主張立証すべき事実は何か、という観点も大切であり、その検討のためには、民事実体法の解釈を踏まえた要件事実の理解が重要であることを理解させる必要がある。

### 第3回 訴えの提起1

訴えの提起に当たり、原告代理人として、どのような権利を訴訟物として主張し、どのような事実を請求原因として主張すべきか、また、どのような書証を添付すべきか、また、裁判官として、訴状審査においてどのような点を審査

し、補正の促し等をすべきか、具体的に学修する。

当事者の言い分を記載した書面や基本的な資料等をあらかじめ法科大学院生に配布し、それに基づいて、訴状の実質を含んだレポート（様式・体裁を問わない。）を作成させるなどして検討させ、討論等を行うことが考えられる。

また、法科大学院生が作成したレポートを踏まえて、訴状審査においてどのような点を審査し、補正の促し等をすべきか検討させ、討論等を行うことも考えられる。

\* 訴訟物としての権利の主張や、その発生原因である請求原因や抗弁等の要件事実は、民事実体法の解釈の問題であり、要件事実は、民事実体法の解釈を踏まえて考えるべきものであることを理解させることが重要である。

なお、訴状や答弁書、準備書面等において、どのような内容を盛り込むべきかを検討させることは重要であり、訴状や答弁書等の実質を含んだレポート等を作成させることは文書による表現能力を修得させるための一方法として有用であると考えられるが、実質とは直接結び付かない訴状等の様式・体裁や具体的な記載方法等の技術的な事項は、実務修習やその後の集合修習、資格取得後の継続教育を通じて身に付けていくべきことであると考えられるので、法科大学院では、訴状や答弁書等を作成するに当たっての基礎となる、訴訟物や要件事実等についての基本的な考え方、それを踏まえた整理と表現を行うことに重点を置くことになると思われる。

\* 事案としては、第2回の授業で用いたものと同様のものを用い、訴えの提起の段階に至ったという想定で、資料を追加するなどして検討させることが考えられる。同じ事案を用いて、訴えの提起前の段階から、訴えの提起、被告の応訴、争点整理手続等を段階的に検討させることにより、法科大学院生は、一連の手続が具体的なイメージを持ってどのように進行していくのかを理解するとともに、民事訴訟手続の中で訴訟物と要件事実がどのように機能しているかを理解し、法的に意味のある主張を分析、検討する基礎的能力を修得することが容易になると考えられる（一連の手続で用いる事案を、以下「基本事案」という。）。

#### 第4回 訴えの提起2

具体的な学修事項は、第3回と同様であるが、基本事案とは異なる事案を用いて、第3回の授業を踏まえ、訴状の実質を含んだレポート（様式・体裁を問わない。）をあらかじめ作成させるなどして検討させ、討論等を行うことが考えられる。

また、法科大学院生が作成したレポートを踏まえて、訴状審査においてどの

ような点を審査し，補正の促し等をすべきか検討させ，討論等をすることも考えられる。

\* 基本的な訴訟類型については，授業の中で，適宜取り上げることになるが，授業において「改訂 問題研究 要件事実」等に掲載されているすべての訴訟類型を取り上げる必要はないと考えられる（授業で取り上げなかった訴訟類型については，自学自習を促すことになる。）。

#### 第5回 被告の応訴1

訴状が送達された後の被告の応訴について，被告代理人として，被告からの事情聴取等を踏まえて，どのように応訴すべきか，また，答弁書が提出された場合に，裁判官として，どのような点を検討し，釈明等を求めるべきか，具体的に学修する。

基本事案について，訴状や被告からの事情聴取を記載した書面等を法科大学院生に配布し，それに基づいて，答弁書を念頭に置いたレポートをあらかじめ作成させるなどして検討させ，討論等をする事が考えられる。

また，法科大学院生が作成したレポートを踏まえて，裁判官として，どのような点を検討し，釈明等を求めるべきか検討させ，討論等をする事も考えられる。

#### 第6回 被告の応訴2

具体的な学修事項は，第5回と同様であるが，基本事案とは異なる事案を用いて，第5回の授業を踏まえ，答弁書の実質を含んだレポート（様式・体裁を問わない。）をあらかじめ作成させるなどして検討させ，討論等をする事が考えられる。

また，法科大学院生が作成したレポートを踏まえて，裁判官として，どのような点を検討し，釈明等を求めるべきか検討させ，討論等をする事も考えられる。

#### 第7回 第1回口頭弁論期日

第1回口頭弁論期日について，その意義や手続，裁判官や訴訟代理人の求釈明や釈明等の訴訟活動等について，具体的に学修する。

基本事案について，訴状や答弁書，書証等をあらかじめ法科大学院生に配布し，それに基づいて手続や釈明事項等を検討させ，討論等をする事が考えられる。

## 第8回 争点整理手続1

弁論準備手続の意義や手続，裁判官の求釈明や訴訟代理人の釈明等の訴訟活動，書証の意義や取調べ，認否，成立等について，具体的に学修する。

基本事案について，準備書面や書証等をあらかじめ法科大学院生に配布し，それに基づいて手続や釈明事項等を検討させ，討論等をする事が考えられる。

それまでに提出された訴状や答弁書，書証等に基づいて，準備書面の実質を含んだレポート（様式・体裁を問わない。）を作成させるなどして検討させ，討論等をする事も考えられる。

## 第9回 争点整理手続2

第8回に引き続き，弁論準備手続の意義や手続，裁判官の求釈明や訴訟代理人の釈明等の訴訟活動，書証の意義や取調べ，認否，成立等について，具体的に学修する。

基本事案について，追加の資料等を法科大学院生に配布し，第8回の授業を踏まえて，準備書面の実質を含んだレポート（様式・体裁を問わない。）をあらかじめ作成させるなどして検討させ，討論等をする事も考えられる。

また，基本事案と異なる事案を用いて，言い分方式等の教材を法科大学院生に配布し，訴訟物や主張，判例の射程等について，あらかじめレポートを作成させるなどして検討させ，討論等をする事なども考えられる。

## 第10回 争点整理手続の実際

基本事案について，第1回口頭弁論期日や弁論準備手続等を法科大学院生が実演し，その内容について検討や討論等をする事により，争点整理手続の在り方等について，より具体的なイメージを持たせる。

## 第11回 事実認定の基礎

証拠の意義（事実認定の資料），自白・書証・人証の各機能，証拠の収集方法，証拠調べの方法，自由心証主義の意義，経験則の機能等について，具体的に学修し，その学修を通じて事実認定の基礎を身に付ける。

基本事案について，訴訟代理人として，どのような証拠をどのように収集することが考えられるか，書証等の提出の方法，証拠調べの方法，証人尋問等の申請の方法等について，検討させ，討論等をする事が考えられる。

## 第12回 事実認定の検討

事実認定の在り方について，具体的に学修する。

基本事案について，証人尋問の結果等を法科大学院生に配布するなどし，事

実認定についてのレポートをあらかじめ作成させるなどして検討させ，討論等  
をすることが考えられる。

### 第13回 和解・判決

和解の意義や和解への裁判官や訴訟代理人の関与の在り方，判決の意義や判  
決の在り方等について，具体的に学修する。

基本事案について，心証を踏まえた上で，どのような和解が相当か，また，  
どのような判決が相当か，検討させ，討論等を行うことが考えられる。

### 第14回 民事執行・民事保全

判決が確定した場合等の民事執行や，民事執行を念頭に置いた上での民事保  
全について，具体的に学修する。

基本事案について，判決が確定した場合に，どのような民事執行の手續によ  
り判決内容を実現させるか，また，民事執行を念頭に置いた上で，訴えの提起  
前に，どのような民事保全の手續により民事訴訟の本案の権利の実現を保全す  
るか，検討させ，討論等を行うことが考えられる。

### 第15回 まとめ

授業のまとめと質疑応答を行う。

以 上